



福岡医発第 3275 号 (地)
令和 2 年 3 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における
感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」
に関する Q & A について

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点につきましては、本年 3 月 4 日付（福岡医発第 3188 号（地））文書においてご連絡申し上げたところですが、当該文書に添付の厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」の質問の多い事項につきまして、今般、厚生労働省より、Q & A が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q & A について（令 2. 3. 6 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、老人保険課）

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ308)(介185)
令和2年3月10日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」
に関するQ & Aについて

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点につきましては、本年2月26日付（健Ⅱ286）（介176）文書においてご連絡申し上げたところでございますが、当該文書に添付の厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」の質問の多い事項につきまして、今般、厚生労働省より、Q & Aが発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ & Aについて
（令2.3.6 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、老人保険課）



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q & A
について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しているところですが、今般、特にご質問の多い事項について、「「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q & A について（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」を都道府県等に対して発出し、周知を図っているところです。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご丁知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q & A について（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」に関する Q & A
について

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）でお示ししているところですが、特にご質問の多い事項について 別紙のとおり Q & A としてとりまとめました。

管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

問1 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦について、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受ける目安として、「37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合」とされているが、37.5℃以上が2日程度続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合も含まれると考えてよいか。

（答）

貴見のとおり。

問2 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、具体的な対応として「疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること」とされているが、マスクの着用でよいか。

（答）

貴見のとおり。